

平成 21 年度環境物品等の調達実績の概要

総務省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

1 平成 21 年度の経緯

平成 21 年度については、平成 21 年 4 月 1 日に環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等は、物品等の調達については別表－1（PDF）、公共工事については別表－2（PDF）のとおりである。

① 目標達成状況等

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、すべて 100% を調達目標としていたところであるが、一部の品目において判断の基準を満足する物品を調達できなかった。

② 判断の基準を満足しない物品等

判断の基準を満足する物品等を調達できなかった主な理由は、機能・性能上の必要から判断の基準を満足しない製品を調達せざるを得なかったこと等による。

3 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

調達する品目に応じて、エコマーク等既存の情報を活用することにより、できる限り環境負荷の少ない物品等の調達に努めた。

4 その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

物品等の調達に係る仕様書で、包装は簡易なものとするよう明記するとともに、物品等の納入に際しては、できる限り低公害車の利用に努めるよう働きかけた。

5 平成 21 年度調達実績に関する評価

平成 21 年度の調達については、調達方針に定めた目標の達成率を満たしていない品目もあったため、環境負荷の低減を図るというグリーン購入法の趣旨に鑑み、環境物品等の調達の推進に努めていくこととする。